

5 志願書類の提出先

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1-43 高知市たかじょう庁舎4階
高知市教育委員会 学校教育課 (☎ 088-823-9479)
郵送の場合は、封筒の表に「臨時教員志願書在中」と朱書してください。

6 臨時的任用方法

平成31年度の教員編成計画の策定によって臨時教員を必要とする場合や正規教員の病気休暇等で年度途中で補充が必要となった場合に、応募した人の中から個々に面接等の審査を行い、地方公務員法第22条第5項、同法第3条第3項による常勤又は非常勤の臨時教員として採用します。なお、全日制の課程に限らず、定時制の課程で勤務していただく場合があります。

7 その他

- (1) この要項による応募の有効期限は、平成32年3月31日までとします。
- (2) 地方公務員法第22条第6項の規定により、臨時教員として任用されても、正式任用に際していかなる優先権をも与えられません。
- (3) 平成21年4月1日から教員免許更新制が施行されました。この要項による臨時教員志願者も免許更新制の対象者となり、免許状更新講習の受講が可能です。